

平成 2 9 年 8 月 4 日
千葉県報第 1 3 2 4 7 号 別冊

千葉県職員措置請求の監査結果の公表

千葉県監査委員

別 記

第 1 請求の内容

- 1 措置請求人（以下「請求人」という。）
省 略

- 2 受付日

平成 29 年 5 月 25 日

- 3 請求の要旨

提出された「千葉県住民監査請求書」及び添付の事実証明書（以下「請求書等」という。）、請求人の陳述等を総合し、本件措置請求の要旨を次のように解した。

千葉県知事鈴木（以下「知事」という。）は、建設工事請負契約において明確に 20 パーセントと約束されている賠償金について、公認会計士が調停申立人である 17 者（以下「債務者ら」という。）のいずれも 20 パーセントの支払が可能であるとした検証結果に反した調停を成立させた。

また、個別具体的に債務者らの資力を検討して、それぞれの資力に応じた和解案を検討し、調停に対応すべきところ、一律に 8 パーセント相当に減額して、その支払を 10 年間の分割払とする内容の調停を成立させた行為は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 240 条に違反する財務会計行為に該当し、これによって千葉県（以下「県」という。）は 5 億 8347 万円の損害を被った。

よって、知事に対して、損害賠償請求の措置を講ずべきことを請求する。

第 2 陳述の聴取及び監査の実施

- 1 請求の受理

本件措置請求について、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に定める要件に

適合しているか審査を行い、平成29年6月8日、受理することを決定した。

2 監査対象事項

請求書等、請求人の陳述等を総合すると、請求人は、知事が平成29年1月19日に賠償金減額に関する調停を成立させた行為は、違法な財務会計行為であると主張しているものと解される。

したがって、本件調停に関する事務を所掌している千葉県県土整備部建設・不動産課（以下「建設・不動産課」という。）を監査対象機関とし、本件調停を成立させた行為に違法又は不当な点があるか否かについて、監査を実施した。

3 請求人の陳述の聴取

法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成29年6月15日に証拠を提出し、陳述を行った。陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) 今回の談合が行われた公共工事は、東日本大震災の復興事業を多く含むものであった。談合の舞台となった山武地区や九十九里地域でも、大きな被害があった。県民、国民がみんなで取り組んで復興を進めてきた復旧工事において談合を繰り返し、震災復旧を食い物にしていたことは極めて悪質である。そのような談合を行った業者が政治家に対して政治献金や請願を行い、その意を酌んだ知事が処分軽減や賠償金軽減を行った事件である。

債務者らの中には、複数の政治家に対して多額の献金を行うとともに、当該政治家の主権に係るパーティ券を大量に購入している者もいる。これだけ多額の政治献金やパーティ券購入をできる会社が賠償金を払えないというには大変無理があり、県民が納得できるはずがない。

平成28年3月17日に千葉県議会で一般社団法人千葉県建設業協会（以下「協会」という。）から出された賠償金減額の請願が採択されたが、この請願の紹介議員には、献金等を受けた政治家のうちの2名が名前を連ねている。

他方、談合が摘発された平成26年には、銚子の困窮家庭を県営住宅から強制退去処分にしようとし、無理心中事件という悲惨な事件が起きた。このように県は、税金や税外収入の滞納者個人に容赦ない対応をしているのに、債務者らに対する賠償金を大幅に減額しており、これは公序良俗に反する。

県は、談合を行った業者の指名停止期間を1年から6か月に半減し、十分に経営を助けてきた。多額の政治献金等をばらまく事業者の賠償金を減額した知事も、県民に対する裏切り行為をしたといえる。

監査委員は、知事に対して、賠償金減額により被った損害賠償を請求するよう勧告してもらいたい。

- (2) 法第240条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政

令」という。) 第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない。仮に法第96条第1項の議決があっても、最高裁昭和37年3月7日の判決は「長その他の職員の公金の支出等は、一方において議会の議決に基くことを要するとともに、他面法令の規定に従わなければならないのは勿論であり、議会の議決があったからというて、法令上違法な支出が適法な支出となる理由はない。」と判示している。

- (3) 住民監査請求とは、住民が、自らの居住する地方公共団体の違法、若しくは不当な財務会計上の行為があると認められる場合、その地方公共団体の監査委員に対し監査を求め、その行為に対し必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度であって、法に基づいた市民の権利である。また、請求を受けた監査委員は、これを真摯に受け止め、必要な措置を講じなければならないと規定されていると理解している。しかし、県における住民監査請求の実態をそのホームページから見ると、直近10年間において、勧告した事案がないと記されている。この結果は、監査請求の内容に不十分なところがあったものなのか、あるいは、監査委員の審査に問題があったのか。山武地区における建設談合の賠償請求に係る損害賠償予約契約を無視した減額措置は、県からの公共事業で大きな利潤を上げている企業実態を無視したものである。監査委員は、県民や請求人らの期待に応じて、真摯に対応してもらいたい。
- (4) 債務者らが平成26年8月7日に民事調停を申し立てた時点は、公正取引委員会への課徴金納付直後なので、債務者らのうちの大半の事業者はこの期の決算では大幅な赤字となっている。しかし、賠償金を減額するかどうかを判断するに当たっては、調停案が示された直近の債務者らの財務状況を検証したのか。本件談合事件は、協会山武支部主導で行われたものであり、当時の支部の責任は重大である。また、経営状況が厳しいと主張しながら多額の政治献金を行っている事業者の責任が同じなんてことはあり得ない。直近の決算書によれば、債務者らのうち一部の事業者は経営状況が好転しており、8パーセントを超える賠償金の支払能力があるものと思われる。
- (5) 入札は競争が極めて重要であり、財政運営にとって極めて重要な入札残額を生み出すことにもつながる。それゆえ、談合を行った場合には罰則を定めており、それを実行することが大切である。減額の和解に応じたことにより、再度談合が発覚しても、減額してもらえば良いと考える事業者が増えることになる。また、債務者らの中には支払能力を十分に有している事業者もいる。知事は鈴木栄治に対して損害賠償を請求すべきである。

4 執行機関による陳述の聴取

平成29年6月9日、本件措置請求に係る執行機関の陳述の内容を記載した書面の提出を求めたところ、同月14日付け建不第188号により、

意見書と題する書面(以下「意見書」という。)が別添のとおり提出された。
同月15日、知事から陳述を聴取したところ、意見書のとおり陳述した。

5 平成29年6月22日に実施した監査の概要

平成29年6月22日、監査対象機関である建設・不動産課に対して監査を行った。質疑応答の概要は以下のとおりである。

- (1) 調停成立後、県民や建設業界等から調停成立について県に対し意見等は寄せられたか。

【県の答弁】

平成29年1月19日の調停成立後、県民や建設業界等から調停成立について、特に意見等は寄せられていない。

- (2) 第1回目の支払期日は平成29年5月31日となっていたが、賠償金の未払業者はいたのか。もし未払業者がいたのなら、その理由と今後県としてどのように対応していくのか。

【県の答弁】

債務者らのうち、第1回目の支払期限までに支払がなかった者が2者ある。他の15者は、支払期限までに支払があり、うち1者は、賠償金が一括で全額支払われた。県としては、未払の2者に対して、直ちに平成29年分の支払と調停条項の5条に基づき平成30年から38年分までの9か年分を一括で速やかに支払うよう求めた。

未払の2者のうち、1者は破産申立ての準備中で、代理人弁護士から債務額を把握した上で、破産申立ての方向で解決したいとの通知を受け、併せて債権調査票を提出するように依頼があり、県の賠償金の債権について、相手方の代理人弁護士に申し出た。また、6月には破産手続を行うとの話があった。これまで随時、状況の確認を行っており、6月20日の直近の確認では、破産の申立て後、各債権者に速やかにその旨通知する予定だということを確認している。県としては、今後とも代理人弁護士に逐次状況を確認するとともに、裁判所で破産手続開始決定があった場合には、債権者として手続に参加するなど、債権管理についての的確に事務を進めていく。

もう1者は事業を継続中であり、3か月以内に一括の支払を行う、と説明を受けている。県としては、2年余りに及んだ民事調停手続に基づく調停条項による支払義務というものは非常に重いものだと考えているので、法的手続を視野に入れて、遺漏のないよう債権回収に努めていきたい。

- (3) 20パーセントの賠償金を一律8パーセントとする調停案を受け入れたのはなぜか。債務者らの経営状況に応じて減額の可否を検討すべきではなかったか。

【県の答弁】

調停案は、双方の主張や反論を踏まえて調停委員会から最終的に示されたもので、個々の会社の経営の状況を十分に踏まえた上で示されたものと考えている。

そして、次のような事情を考慮し、調停案を受け入れる判断をした。

- 1 厳しい経営環境
- 2 災害復旧時等の地域貢献活動
- 3 破綻した場合の地域経済等に与える影響

また、一律８パーセントの減額については、調停委員会から示されたものであり、賠償金はペナルティとしての要素もあって、公正取引委員会の排除措置命令・課徴金の納付命令も一律となっている。県の指名停止措置や営業停止処分も一律に行っており、他県の同様な事例でも一律に減額している。これらを総合的に勘案して一律８パーセントの減額が合理的であると判断した。

- (4) 談合等の不正行為を防止するために、具体的にどのような取組を行っているのか。

【県の答弁】

公正取引委員会の処分後すぐに、協会へ倫理強化の要請を行った。

また、平成２７年４月から入札における予定価格の事後公表の適用範囲を１億円以上から５千万円以上へ拡大した。

建設業の経営者を対象とする建設業経営者講習会の中で談合等の防止を含めたコンプライアンスの重要性の啓発に取り組んできた。

協会内部で、会長から支部長に宛てて不正行為の排除の徹底を図るよう文書を出したほか、平成２６年度に研修会を開催し関係法令が遵守されるよう啓発活動を行ったとのことである。

今後も引き続き、業界に対して一層の倫理強化の要請をするとともに公正で透明性・競争性の高い入札制度の構築に努めていく。

- (5) 県は、公認会計士の検証により、債務者らに２０パーセントの支払能力があることを検証している。これに対して、債務者らは支払能力・実現可能性がない旨の反論を調停委員会に行ったのであるが、県は、債務者らの経営状況等を総合的に考慮して判断したとしているが、債務者ら個々の支払能力について再度検証したのか。していないのであれば、その理由は何か。

【県の答弁】

債務者ら個々に検証を行っている。債務者らからは次の３つのパターンの弁済方法が提示された。

- 1 賠償金額を請負金額の５パーセントとして１０年分割支払
- 2 賠償金額を請負金額の２０パーセントとして一括支払
- 3 賠償金額を請負金額の２０パーセントとして１０年分割支払

この提示を受け、県は、債務者らが提出した弁済計画について、公認会計士に依頼し、一定の見直しを行い検証したところ、賠償金額を請負金額の２０パーセントとしても支払が可能であるとの結果を受け、２０パーセントの支払は可能との反論を行った。

しかし、債務者らからは、県の検証結果については実現可能性が乏しいとの反論がなされ、県はこれについて再反論を行うかどうか検討したが、債務者らの反論、あるいは県の検証というものは、それぞれの立場

からの見方や、前提の置き方の違いの問題であり、県がさらに反論をしても水掛け論になるとして行わず、調停委員会の８パーセントに減額することが妥当とする内容の調停案を受け入れることとした。

最終的に調停案を受け入れた理由は、債務者らの経営状況ばかりでなく、災害復旧時等の地域貢献活動として地域における債務者らの役割、債務者らが破綻した場合に地域経済に与える影響、地域のインフラの整備や防災の担い手といった役割があることなどを広く総合的に考慮した結果、その内容が妥当であると判断したためである。

- (6) 賠償金を期日までに支払わなかった場合、期限の利益を喪失し、一括で支払うことになっているが、それに加えて、指名停止等のさらなるペナルティを課すことはあるのか。

【県の答弁】

調停調書自体、確定判決と同様の効力を有し、強制執行手続も可能となるので、賠償金を支払わなかった場合は、厳正な債権管理を行っていく。賠償金を払わないことについて何らの説明もなく、単に未払だというような非常に不誠実な行為だと判断された場合には県の発注工事において指名を行わないことは可能であり、状況に応じてそういった対応も視野に入れている。

- (7) 今回の調停の申立ては、一部とはいえ賠償金支払の拒否ともとれると思うが、県は、債務者らを調停係属の間も、指名競争入札において指名、発注をしている。このことは、県として問題ないと考えているのか。

【県の答弁】

調停の申立てに際し、債務者らから賠償金については、支払うべき責任を痛感していると明確に述べられており、支払を拒否する意思があったとは考えていない。また、県発注工事の入札参加については、調停の申立てに参加したことをもって排除する理由がない。調停の係属中に指名競争入札で指名、発注していること自体には問題はない。

- (8) 請求人は、法第２４０条及び関係政令に照らして債務の免除あるいは減額に関しては、知事に裁量権はない、と主張しているが、この点はどう考えるか。

【県の答弁】

法第２４０条及び関係政令では、無資力又はこれに近い状態等に限定して債務を免除できるとされており、これに関しては知事の裁量権は非常に限定されている。他方、法第９６条第１項では、調停及び債権の放棄については議会の議決事項となっており、こちらについては、議案の提出、議決及び調停に関し、法及び関係政令による特段の制限は存在しない。

第３ 認定した事実

執行機関に対して行った陳述の聴取、監査等を総合し、以下の事実を認定した。

１ 賠償金請求について

公正取引委員会が、平成26年2月3日に、山武地域の建設業者に対して行った、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けて、県は、同年8月1日、県（山武土木事務所、山武農業事務所、銚子漁港事務所）発注工事を受注する際に違反行為があったと認められた208件の工事（以下「本件請負工事」という。）を対象とし、課徴金納付命令を受けた20者のうち破産した1者を除く19者に対して、建設工事請負契約に基づき、賠償金として最終請負額の20パーセントに当たる総額11億93万4828円を請求した。

2 調停の経緯

(1) 調停申立てについて

県が賠償金を請求した19者のうち、解散した2者を除く債務者らから、平成26年8月7日、千葉簡易裁判所に対して民事調停が申し立てられた。調停は、同年9月24日から平成28年9月29日まで14回行われた。

(2) 債務者らの主張

債務者らは、調停申立書等で、「今回の事態に対する反省」、「厳しい経営環境」、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等に与える影響」等について主張した。

そして、債務者らは、会社の厳しい経営状況、倒産した場合の地域経済や災害対応に与える影響等を理由に、賠償金20パーセントを5パーセントに減額し、10年分割での支払を求めた。

(3) 債務者らの弁済計画の提出

県は減額に応じられない旨主張し、債務者らの厳しい経営状況を確認するための資料を求めたところ、債務者らは20パーセントの賠償金の支払が困難であることを示す弁済計画を提出した。

(4) 県の検証と反論

ア 検証の目的

債務者らは、賠償金を20パーセントから5パーセントに減額し、10年分割での支払を求めているが、その主たる理由は、今後の支払は困難であり、企業の存続が困難となるという趣旨にあったため、その根拠として提出された弁済計画の検証を公認会計士に依頼した。

イ 検証方法

検証の方法は、意見書第2-2(2)イに記載のように一定の見直しを行い、債務者らの弁済計画の整合性を検討した。

ウ 検証結果

債務者らから提出された弁済計画を、公認会計士に依頼し、それぞれの弁済の可能性を検証したところ、いずれの債務者も20パーセントの賠償金の支払が可能であるとの報告から、県は減額が難しい旨を主張した。

(5) 県の反論に対する債務者らの再反論

県の反論に対し、債務者らは、意見書第2～3に記載のように主張し、債務者らの主張する5パーセントの賠償金で10年分割支払の弁済計画の方が実現可能性は高いとの再反論を行った。県は、これに対しての反論は行わず、今後の調停の進め方については調停委員会の判断に委ねることとした。

(6) 調停案の提示について

ア 調停の中で、調停委員会は次のような意見を示し、総合して考えると、賠償金についてはこれを減額し、支払については分割して支払わせるのが相当であるとして、平成28年9月29日、口頭で調停案を示した。

(ア) 債務者らのこれまでの売上高営業利益率は低く、営業損益が赤字の会社もあり、建設工事により十分な利益を上げることが容易ではないことがうかがわれる。

(イ) 一方で債務者らは地元密着の建設業者として、災害時の復旧など地域貢献活動を行っており、これについて代替可能なものはなく、また県との間では、平成27年3月25日、伝染病に対する防疫対策業務の協定を締結するなどの地域貢献活動を行っている。

(ウ) 債務者らの経営が破綻した場合には、雇用する従業員やその家族の生活の問題、関係下請先への連鎖倒産の恐れなど、山武地区における経済活動に悪影響を及ぼす恐れも生ずるところとなる。

(エ) 債務者らは既に指名停止措置や営業停止処分を受けている。

イ 平成28年10月12日、千葉簡易裁判所民事調停委員会から調停案が送付された。

(7) 調停案の概要

ア 調停の相手方（債務者ら） 17者

イ 債務者らは県に対し、本件請負工事について、債務者らが談合したことに基づく賠償金として、契約金額の8パーセントに相当する各債務者に対応する賠償金額（合計3億8898万211円）の支払義務があることを認める。

ウ 県は、債務者らに対し、本件請負工事に関し、本件支払義務に基づく債権以外の請求を放棄する。

エ 債務者らは、それぞれ県に対し、イの金員を分割して平成29年から平成38年まで各年5月末日限り分割金を支払う。

オ 債務者ら各自は、エの期限に関わらず、県と協議し、イの金員のうち既払金額を控除した残額を一括して支払うことができる。

カ 債務者らのうちの全部又は一部の者が、エ及びオの1回でも怠ったときは、当該支払を怠った者はエの期限の利益を喪失し、県に対し、イの金員から既払金額を控除した残額及びこれに対する期限の利益喪失の日の翌日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による金員を支払う。

キ 債務者ら及び県は、債務者らと県の間には、本件に関し、調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認す

る。

(8) 調停案を受け入れる理由

県は次のことを総合的に勘案し、示された調停案が妥当なものと判断し、受け入れることとした。

ア 調停案は、平成26年9月以来14回の調停を経て、中立的な第三者機関である調停委員会が、当事者双方の主張を聴くとともに、債務者らの「厳しい経営環境」、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等に与える影響」などを考慮し、示したものであることから、合理的な判断がなされたものであること。

イ 賠償金の減額及び支払方法についても、他県の同様な事例と比べて不合理なものではないこと。

(9) 議会への提案

平成28年11月25日、平成28年12月定例県議会に議案第24号として、上記(7)の内容の調停に応じる旨の議案(以下「同議案」という。)が提出された。同議案は、県土整備常任委員会へ付託された。

(10) 議決

平成28年12月14日、県土整備常任委員会において審査が行われ、同議案は賛成多数で可決すべきものとされた。

同月20日、県議会本会議において、県土整備常任委員会における審査の結果が報告され、討論の後、同議案は賛成多数で可決された。

(11) 調停の成立

上記(10)の議決を受け、平成29年1月19日に千葉簡易裁判所において調停が成立した。

第4 合議の不調

1 監査結果について

(1) 法第242条第4項の規定による監査についての決定は、同条第8項の規定により、監査委員の合議によるものとされている。

(2) 本件請求について、監査委員は協議を重ねたが、最終的に意見の一致を見ることはできず、合議が調わなかったため、監査の結果については、決定をなし得なかった。

協議が行われた経過の記録として、それぞれの立場から表明された監査委員の見解について、その要旨を次のとおり記載しておくこととした。

2 監査委員の見解の要旨

○ 債務者らの中には経営が厳しく、存続が危ぶまれる企業もあるが、一方で政治家に献金をしている企業もあり、賠償金を一律8パーセントに減額したことは不公平である。

今回の件はあまりにも公平、公正の観点から外れすぎており、調停を成立させたことについては知事の裁量権の範囲を超えているから、請求を認めるべきである。

○ 本来、賠償金の減額は、債務者ごとの弁済能力によって差別化をする

ことが常識的な判断であり、一律に減額をすることには抵抗感がある。

しかし、知事は調停を成立させるに当たり、債務者らの厳しい経営環境や災害復旧時等の地域貢献活動、破綻した場合の地域経済等に与える影響を考慮し、他県の同様な事例とも比較した上で総合的に判断している。また、県議会の承認を得ていることから手続に瑕疵があったということは認められないため、知事に違法あるいは不適切な対応があったとまでは言えず、この請求は棄却することとしたい。

- 本件については棄却としたい。

知事は、調停案を受け入れるに当たり債務者らが災害時の復旧活動等により地域に貢献する活動をしていることや破綻した場合に地域経済に与える影響が大きいことも考慮し、他県の同様な事例とも比較している。加えて議会での承認も受けているから、知事の判断に裁量権の逸脱があったとは言えない。

- 本件調停に応じることは、談合の根絶の先頭に立つべき県が採るべき方策とは言えない。しかしながら、調停を成立させるに当たっては、地方公共団体の長に相当広範な裁量権が与えられていると考える。

債務者ごとの支払能力について検討が不十分ではないかという疑問は残るものの、一方で減額率に差をつけて、各会社でどの程度の削減が適切なのかを決めるというのは、大変難しい面がある。また、債務者らが破綻した場合の地域経済に与える影響や、災害復旧時の地域貢献活動など公益上の活動を行っていることも認められるので、これらを総合的に勘案した知事の判断は、裁量権の範囲内であると考えられる。

本件調停案の受入れについては、県議会で調停案の内容について審査を経た上で議決されている。すなわち県議会でも調停案に合理性があると判断していることから、知事の判断が違法又は不当とは言えない。

意見書

第1 調停参加に至る経緯

公正取引委員会の課徴金納付命令を受けて、県は、平成26年8月1日、課徴金納付命令を受けた20者のうち、破産した1者を除く、19者に対して、工事請負契約に基づき、賠償金として工事請負額の20%を請求したが、県が賠償金を請求した19者のうち、解散した2者を除く17者（以下「申立人ら」という。）から、平成26年8月7日、千葉簡易裁判所に対して民事調停が申し立てられた。

県は賠償金の円滑な徴収のためには、建設業者の実情を把握することが重要と考え、調停に参加した。

第2 調停における当事者間の主張・反論

1 申立人らの主張

申立人らは、調停申立書等で、「今回の事態に対する反省」、「厳しい経営環境」、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等に与える影響」等について、次のとおり主張するとともに、申立人らそれぞれから経営状況にかかる陳述書が提出された。

(1) 申立人らの反省

申立人らは、県に対し多大なる迷惑をかけたこと、公正取引委員会の排除措置を受ける事態となったことを猛省していることなどの主張を行った。

また、申立人らが属する千葉県建設業協会の会長から、千葉県知事あてに、遺憾な結果を招いてしまったことに対して、県民を始め県及び地元市町等関係機関の皆様にご心よりお詫び申し上げる旨の謝罪がなされている。

(2) 経営状況について

申立人らは、売上高営業利益率が低いところ、公正取引委員会から課徴金を課せられ、県のほか国や県内自治体等からも指名停止措置を受け、さらに県から営業停止処分を受けていたことから、申立人らの財務状況及び事業運営に大きなダメージを受けており、契約約款が定める賠償金を課せられた場合、申立人らは倒産や廃業となりかねず、課徴金納付や賠償金の支払いのために金融機関からの融資等を受けることが困難なことから、請求どおりの賠

償金の支払いは申立人らの資金繰りの状況に鑑みても到底困難であるとの主張を行った。

さらに、申立人らは、調停で、厳しい経営状況を示す弁済計画を提出した。

(3) 災害復旧時等の地域貢献活動について

申立人らは、地元密着の建設業者として地域の社会資本整備の担い手としての役割があるほか、災害時や冬期の道路凍結防止・除雪作業に昼夜を分かたず出勤し、応急復旧に努めるなど地域の安心・安全の守り手といった役割を担っている旨主張した。

また、九十九里周辺海岸の清掃、水防訓練、敬老慰安会、幹線道路清掃、学校プール脇竹林伐採、環境整備等の様々なボランティア活動を行っている旨主張した。

なお、申立人らはいずれも千葉県建設業協会山武支部に属しており、災害応急対策については、千葉県建設業協会山武支部と山武土木事務所で「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」を締結し、道路や河川など県が管理する公共施設の損傷箇所等を把握し県へ報告するほか、応急復旧業務や応急復旧工事、建設用資機材の提供等の業務に対応することになっている。

さらに、県と千葉県建設業協会との間で「家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する協定」を締結し、県からの要請があった場合、「高病原性鳥インフルエンザ」等の家畜伝染病の発生時に、防疫対策として、殺処分家畜・家きん等の運搬や埋却作業を行うこととなっている。

(4) 地域経済に与える影響等について

申立人らは、申立人ら及びその下請会社の従業員は、ほぼ千葉県の山武地区住人であり、その数は1000人を超えること、申立人らの倒産、廃業の結果、多くの山武地区住人が職を失い、その家族の生活が脅かされることなど、申立人らの倒産・廃業により、山武地区及び県の経済に与える影響が甚大である旨主張した。

また、申立人らは、申立人らが倒産・廃業すると、山武地区における県工事を受注できる建設業者が激減し、公共工事の品質が低下すると主張するなど、公共工事の担い手として、地域インフラの整備を進めることにも支障を生じさせることが懸念される。

2 申立人らの主張に対する県の反論

(1) 申立人らの主張に対する反論

申立人らは、上記のとおり、会社の厳しい経営状況、倒産した場合の地域経済や災害対応に与える影響等を理由に賠償金20%を5%に減額し、10年分割での支払いを求めた。

これに対して、県は減額に応じられない旨主張し、会社の厳しい経営状況を確認するための資料を求めたところ、申立人らから20%の賠償金の支払いが困難であることを示す弁済計画が提出された。

(2) 県の検証内容

ア 検証の目的

申立人らは、賠償金20%を5%に減額し、10年分割での支払いを求めているが、その主たる理由は、今後の支払は困難であり、企業の存続が困難となるという趣旨にあったため、その根拠として提出された弁済計画を公認会計士に検証を依頼した。

イ 検証方法

申立人らの弁済計画は予測に留まるものであるが、検証の方法は、売上が過小ではないか、原価が過大ではないかといった観点から、一定の見直しを行い、各社の弁済計画の整合性を検討した。

具体的には、

- ① 完成売上高が直近3期平均を下回る場合は、直近3期平均の90%まで増額修正し、完成工事売上原価が、直近3期平均を上回る場合は直近3期平均に減額修正する、
- ② 借入金返済額を税引後利益とのバランスを考慮して修正する、
- ③ 上記①②等の修正により、現預金残高が直近3期の最低現預金残高を上回るか、これを下回る割合が小さければ安定的経営が可能とする、等の見直しを行った。

ウ 検証結果

上記のとおり、申立人らから提出された弁済計画を、公認会計士に依頼し、一定の見直しを行ったうえで、各社それぞれの弁済の可能性を検証したところ、いずれの会社も20%の支払が可能であるとの内容になり、県は減額は難しい旨主張した。

3 県の反論に対する申立人らの再反論

県の反論に対し、申立人らは、申立人らの5%・10年分割の弁済計画の方が実現可能性が高いとの再反論を行った。具体的な再反論は次のとおりである。

- (1) 売上高に対する原価率・販売管理費の捉え方がバランスを欠いており、結果的に、営業損益において、直近決算期の実績値、過去3期平均の実績値、申立人計画のいずれよりも高い数値になっており、実現可能性が乏しい計画である。
- (2) 県の弁済計画は毎年の借入金返済額を減額しているが、借入金の返済額は、金融機関との契約によるものであり、借主の一方的な都合で減額できるわけではない。
- (3) 県の弁済計画は過去3期の現預金残高でもって安定的経営がされているというが、建設業では、工事に係る原材料および設備工具等を先行して調達する必要から、また、外注労務費の支払いのため、手元現金を多く必要とするところ、申立人らの過去3期の最低現預金残高は、建設業者の平均や月商の1か月分を下回っている場合があり、過去3期の最低現預金残高があれば安定経営が可能と言えるものではない。

第3 調停案について

1 調停案の提示

平成26年9月24日から平成28年9月29日まで調停が14回行われ、同年10月12日、千葉簡易裁判所民事調停委員会から調停案が送付された。

2 調停内容

(1) 調停委員会は、調停内で、

ア 申立人らのこれまでの売上高営業利益率は低く、営業損益が赤字の会社もあり、建設工事により十分な利益をあげることが容易ではないことがうかがわれること、

イ 一方で申立人らは地元密着の建設業者として、災害時の復旧など地域貢献活動を行っており、これについて代替可能なものはなく、また県との間では、平成27年3月25日、伝染病に対する防疫対策業務の協定を締結するなどの地域貢献活動を行っていること、

ウ 会社の経営が破綻した場合には、雇用する従業員やその家族の生活の問題、関係下請先への連鎖倒産の恐れなど、山武地区における経済活動に悪

影響を及ぼす恐れも生ずるところとなること、

エ 申立人らは既に指名停止措置や営業停止処分などを受けている状況もあること、

これらを総合して考えると、賠償金についてはこれを減額し、支払については分割して支払わせるのが相当であるとして、調停案を示したところである。

(2) 調停案の内容は、

ア 申立人らは、県に対し、賠償金として、請負工事の契約金額の8%に相当する金額の支払義務があることを認め、10年間の分割により支払う。

イ 県は、前項の支払義務に基づく債権以外の請求を放棄する。

ウ 申立人らは、賠償金から既払金額を控除した残額を一括して支払うことができる。

エ 申立人らは、分割での支払い及び一括での支払を1回でも怠ったときは、県に対し、賠償金から既払金額を控除した残額及びこれに対する支払を怠った日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払う。というものである。

第4 調停の成立について

1 調停を受け入れる理由

調停案は、中立的な第三者機関である調停委員会が、当事者双方の主張を聴くとともに、申立人らの「厳しい経営環境」、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等に与える影響」などを考慮し、示したものであることから、合理的な判断がなされたものであること、賠償金の減額及び支払方法についても、他県の同様な事例と比べても不合理なものではないことから、これらのことを総合的に勘案し、今回示された調停案が妥当なものと判断されることから、調停案を受け入れることとしたものである。

2 他県の調停事例

本件と同様に、公正取引委員会が独占禁止法違反を認定した建設業者に対して賠償金を請求したところ、調停を申し立てられた事例が、沖縄県、石川県、鹿児島県にあった。いずれの事例も、申立人らの「厳しい経営環境」、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等に与える影響」などを理由として、調停委員会から示された調停案により、議会の議決を経て調停が成

立している。各県の事例は次のとおりである。

(1) 沖縄県

10%を5%に減額、賠償金の規定がない契約については0%に減額し、原則5年分割払いとし、経営上の合理的な理由があればさらに5年延長ができ、最大10年の分割払い。

(2) 石川県

30%あるいは20%を8%に減額し、一括納付あるいは5年分割。

(3) 鹿児島県

10%を5%に減額し、半年後に一括払い。

3 議会による議決

千葉県知事は、平成28年11月25日、平成28年12月定例県議会に、上記第3の2の(2)の内容の調停に応じる旨の議案を提出した。

同議案は、県土整備常任委員会へ付託された。

平成28年12月14日、県土整備常任委員会において審査が行われ、同議案は賛成多数で可決すべきものとされた。

平成28年12月20日、県議会本会議において、県土整備常任委員会における審査の結果が報告され、討論の後、同議案は賛成多数で可決された。

4 調停の成立

平成29年1月19日、千葉簡易裁判所において調停が成立した。

第5 本件請求人の主張とこれに対する知事の意見

1 長の債権管理に裁量がないこと

【請求人の主張】

最高裁判決によれば、客観的に存在する債権について、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないと判示している。

知事により免除された損害賠償請求権は、請負契約によって、一義的、明確に定まっているものであり、事業者らから訴訟等でその額が争われる余地はなく、また、千葉県は債権管理の適正化方針により債権回収の徹底に取り組む方針を明確化しているのであるから、長の権限もこれに拘束される。

知事には、本件損害賠償請求権の行使について裁量は全くなく、原則に従って、債権回収、保全措置をとり、モラル向上を実現すべき義務が知事にはあった。

【知事の意見】

地方自治法第96条第1項第12号では、議会の議決事項として「普通地方公共団体がその当事者である…調停…に関すること」と定め、県が議会の議決を経ることを条件に調停に応じることは許されている。

本件の賠償金請求は、工事請負契約約款上の規定に基づく私法上の債権であり、賠償金請求に争いがあれば、民事に関する紛争解決の場である調停の対象となる。

よって、知事は、平成28年12月県議会において、同号の規定により、平成28年11月25日付けで調停案の合意に関する議案を提出し、同議案は平成28年12月20日議決されたものである。

2 地方自治法第240条に違反する調停であったこと

(1) 一律の債権放棄

【請求人の主張】

それぞれの債務者についてその資産、支払能力、救済の必要性など個別の事情を考慮して債務の減額が決められるべきものである。

本事案で減額率が同一となることは、最も支払能力の低い債務者に合わせた減額率となっていると評価せざるを得ず、債権者たる千葉県側からすれば、資力がある債務者に対する回収可能な公金をも放棄したことになる。

また、知事は、わざわざ公認会計士に弁済可能性について検証を依頼し、専門家意見として20%の支払いは可能との結果が出たにも関わらず、「見方の問題」と再反論すら行わず、本件調停事件を成立させた。

【知事の意見】

調停では、申立人らから、個々の会社の経営状況を踏まえた弁済計画が提出され、それをもとに当事者双方で主張・反論を行ったうえで、調停案が調停委員会から出されたものであり、各債務者の個別の事情を全く無視して一律の債権放棄をしたものではない。

本件に係る調停案は、中立的第三者機関である調停委員会が当事者双方の意見を聴き、示したものであり、個別事情としての申立人らの「厳しい経営環境」、「災害復旧時等の地域貢献活動」、「破綻した場合の地域経済等に与える影響」など広く総合的に考慮した結果であって、合理的な判断がなされたものと認められる。

また、公認会計士の検証については、調停の場でそれぞれの立場から専門

家の意見が出された状況に至ったことから、その後の進め方については、調停委員会の判断に委ねることとしたものである。

以上のことを総合的に勘案し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経て、調停案を成立させたものである。

(2) 正義（県民の理解）、平等取扱い原則に反すること

【請求人の主張】

多額の企業献金を続ける談合企業が免責されることに、県民の理解が得られるはずがない。

一般県民に対しては、法の定めどおりに強制執行を行う一方で、談合業者という不法行為者に対してこれを免除する知事の対応は、平等取扱いに反する。

【知事の意見】

本件において示された調停案は、申立人ら及び県がそれぞれの主張を行い、中立的な第三者機関である調停委員会が当事者双方の主張を聴くとともに、申立人らの個別の経営状況を含め、総合的に考慮し示されたものであり、合理的な判断がなされたものであることから、県議会に議案として提案し、議論されて議決されたものであって、本件の調停成立は何ら違法・不当なものではない。

第6 総括

【知事の意見】

談合による賠償金請求債権については、申立人らから調停が提起され、調停において申立人ら及び県がそれぞれの主張を行い、中立的な第三者機関である調停委員会が、当事者双方の主張を聴くとともに、双方の事情を総合的に考慮した上で、示したものである。また、賠償金の減額及び支払方法についても、他県の同様な事例と比べても不合理なものではなく、県は、これらのことを総合的に勘案し、示された調停案が妥当なものと判断されたことから、調停案を受け入れることとし、県議会に議案として提案し、県議会において議論されて議決されたものである。

この間の知事の行為に裁量権の範囲を逸脱又は濫用していると評価できるような特段の事情は何ら認められず、手続上の瑕疵も存しない。

よって、地方自治法第240条に違反する財務会計行為に該当する事実は

存在せず、地方公共団体がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求める監査請求は理由がないから、棄却されるべきである。

以上